

美しいまちを次の世代に引

反対討論

一ヶ月において時間外勤務100時間未満という上限は過労死ラインの働き方を認める内容であり、過労死ラインにならなくても身体的障害を及ぼすということである。また、上限以内の月80時間以内の超過勤務でも、月をまたいで超過勤務が集中すれば30日間で160時間の超過勤務になるという計算になる。特例業務として一ヶ月における100時間を超える働かせ方を認める内容になっているし、大規模災害を除いては予測可能、対応可能なものであり100時間を超える働かせ方は認められないという理由から反対である。(稲留議員)

●大崎町持続可能なまちづくり条例の制定

国連が国際社会共通の目標として掲げた持続可能な開発目標の達成を目指すため、国が策定した持続可能な開発目標実施方針に基づき、本町においても持続可能なまちづくりを推進し美しい大崎町を次の世代に引き継ぐため、町の指針となる大崎町持続可能なまちづくり条例を制定するものです。

●鹿屋市との間において締結した定住自立圏形成協定の変更について

平成21年10月に鹿屋市と大崎町が締結した大隅定住自立圏の形成に関する協定に基づき、関係市町が連携して推進する具体的取り組みなどが示されている大隅定住自立圏共生ビジョンの第二次期間が平成26年度から平成30年度までとなっていること

から、令和元年度から令和5年度までの第三次期間に向けた協定内容の見直しを行うものです。見直しの内容としては、施設名の変更や圏域への誘客促進に係る取り組み内容の文言修正が主なものです。

教育委員会委員に同意

教育委員会委員の任期が満了となったことから、再任に同意しました。



住所 井俣2434番地1
氏名 福島 慎吾 氏(47歳)

固定資産評価審査委員会委員に同意

固定資産評価審査委員会委員が任期満了となったことから左記の方を当該委員として同意しました。



住所 永吉4400番地
氏名 瀧屋 政文 氏(62歳)